

秋田県条例第十三号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の表九の項中「学校法人（）」を削り、「のいずれか又は全ての設置を目的として設立されるものに限る。」の設立の認可」を「（中核市にあつては、私立の幼稚園）からの報告の徴収」に改める。

第十条の表中十四の項を十五の項とし、十一の項から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の次に次の一項を加える。

十一

宅地造成等工事規制区域内における特定工程に係る中間検査

別表第六十七の二

別表第八中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 法第三十八条の第三項の規定による入院措置に関する通知（第八号に掲げる入院措置の決定に係るものに限る。）

別表第十七の備考中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号」に改める。

別表第三十一第一号中「学校法人（幼稚園）」を「私立の幼稚園」に改め、「のいずれか又は全てを設置する学校法人」を削り、「幼稚園のみを設置する学校法人」に限る。以下この表において同じ。」を「私立の幼稚園」に改め、同表第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同表第三号中「第二十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、「学校法人」の下に「（私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校を設置する学校法人を除く。以下この表において同じ。）」を加え、同表第四号中「第三十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「（法第三十二条第二項及び第五十条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第五号中「第三十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、「補充」の下に「及び同条第二項の規定による補充の諮問」を加え、同表第六号を次のように改める。

六 法第三十四条第二項の規定による学校法人の一時理事の職務を行うべき者の選任

別表第三十一第十九号及び第二十号を削り、同表第十八号中「第二条」を「第六条第一項及び第二項」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第十七号中「第六十三条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十六号中「第六十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第十五号中「第六十一条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「停止命令」の下に「及び同条第二項の規定による停止命令の諮問」を加え、同号を同表第十九号とし、同表第十四号中「第六十条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「（法第六

十一 条第二項において準用する場合を含む。」を削り、「法第六十条第十一項及び第六十一条第二項」を「同条第十二項及び第三百三十四条第三項」に、「同条第九項」を「法第三百三十三条第十項」に、「役員」を「役員又は評議員」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十三号中「第五十二条第二項」を「第二百二十六条第三項」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十二号中「第五十条の十四」を「第二百二十二条」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十一号中「第五十条の十三第五項」を「第二百二十一条第五項」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十号中「第五十条の七」を「第一百五十五条」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第九号中「第五十条第二項」を「第九十九条第三項」に、「及び同条第四項」を「同条第四項の規定による認可の諮問及び同条第五項」に改め、同号を同表第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 法第二百二十二条第二項の規定による清算人の選任

別表第三十一第八号中「第四十五条第一項」を「第八十八条第三項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第七号中「第四十条の四」を「第五十条第二項」に、「仮理事」を「一時監事の職務を行うべき者」に改め、同号の次に次の三号を加える。

八 法第五十六条第二項の規定による学校法人の不正の行為等の報告の受理

九 法第六十五条第二項の規定による学校法人の一時評議員の職務を行うべき者の選任

十 法第七十二条第一項の規定による評議員会の招集の許可

別表第六十七の次に次の一表を加える。

別表第六十七の二(第十条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この表において「法」という。)第十八条第一項及び第二項の規定による特定工程に係る中間検査等 二 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受理 三 法第二十条第二項から第六項までの規定による工事の施行の停止命令等 四 法第二十四条第一項の規定による土地等の立入検査 五 法第二十五条の規定による報告の徴取 六 法第三十七条第一項及び第二項の規定による特定工程に係る中間検査等 七 法第三十八条第一項の規定による定期の報告の受理 八 法第三十九条第二項から第六項までの規定による工事の施行の停止命令等	市(中核市を除く。))

九 法第四十三条第一項の規定による土地等の立入検査
十 法第四十四条の規定による報告の徴取

備考 第一号から第五号までに掲げる権限移譲対象事務は法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。第六号から第十号までに掲げる権限移譲対象事務は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。

別表第八十五第二号中「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令第四百八十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同表第二十六号中「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を削り、同表第二十七号及び第二十八号中「及び(平)から(壱)まで」を「(平)及び(壱)」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第六条並びに別表第八、別表第十七、別表第三十一及び別表第八十五の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議又は告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、同条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。